

香美市福祉避難所指定促進等事業費補助金交付要綱

平成29年6月9日

告示第88号

(趣旨)

第1条 この告示は、香美市補助金の交付に関する規則（平成18年香美市規則第48号。以下「規則」という。）第19条の規定に基づき、香美市福祉避難所指定促進等事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助目的)

第2条 この補助金は、災害救助法（昭和22年法律第118号）に基づく福祉避難所での避難生活に必要となる物資・器材の購入に要する経費、物資・器材を保管するための備蓄倉庫の整備に要する経費及び地域住民や社会福祉施設等で行う福祉避難所の運営訓練に要する経費を補助することにより、施設の整備促進及び機能の充実を図ることを目的とする。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、香美市（以下「市」という。）と「災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定」又は「災害時における広域福祉避難所（知的・発達障害児者）の設置運営に関する協定」（以下これらを「協定」という。）を締結した社会福祉法人等とする。

(補助対象施設)

第4条 補助金の交付の対象となる施設は、福祉避難所として市と協定を締結した施設のうち市内に設置されている施設とする。

(補助対象経費、補助率及び補助金限度額)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、補助率及び補助金の限度額は、別表第1のとおりとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、香美市福祉避難所指定促進等事業費補助金交付申請書（様式第1号）に関係書類を添えて市長に申請をしなければならない。

2 補助対象者は、前項の申請に当たっては、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）がある場合は、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかでない場合については、この限りでない。

3 第1項の規定による補助金の交付に当たっては、納期限の到来した高知県税（以下「県税」という。）及び香美市税（以下「市税」という。）について滞納のないことを証明するもの（県税事務所で発行する全税目の納税証明書及び市で発行する滞納のない証明書）を添えて提出しなければならない。ただし、県税及び市税の滞納義務がない者にあつては、その旨の申立書を添えて提出するものとする。

（補助金の交付決定）

第7条 市長は、前条の申請書を受理した場合は、その内容を審査し、補助金の交付が適当と認めるときは、香美市福祉避難所指定促進等事業費補助金交付決定通知書（様式第2号）により、当該補助対象者に通知するものとする。

（補助金の概算払）

第8条 前条の規定による補助金の交付の決定の通知を受けた補助対象者は、市長が必要と認めるときは、香美市福祉避難所指定促進等事業費補助金概算払請求書（様式第3号）により補助金の概算払の請求をすることができる。

（補助金の変更承認）

第9条 補助対象者は、補助金の交付の決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）の内容を変更する場合は、あらかじめ香美市福祉避難所指定促進等事業費補助金変更承認申請書（様式第4号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

（補助事業の中止等承認）

第10条 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、あらかじめ香美市福祉避難所指定促進等事業費補助金中止（廃止）承認申請書（様式第5号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

（実績報告）

第11条 補助対象者は、補助事業が完了したときは、補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに香美市福祉避難所指定促進等事業費補助金実績報告書（様式第6号）に関係書類を添えて市長に報告をしなければならない。

2 第6条第2項ただし書の規定により申請した補助対象者は、前項の報告に当たって当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになった場合は、これを補助金の額から減額して報告しなければならない。

3 第6条第2項ただし書の規定により申請した補助対象者は、第1項の報告の後に、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合は、その金額（前項の規定により減額して報告したときは、減額した金額を超える金額）を速やかに市長に報告するとともに、当該金額を市に返還しなければならない。

(補助金の確定)

第12条 市長は、前条の実績報告書の提出があった場合は、速やかにその内容を審査し、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、香美市福祉避難所指定促進等事業費補助金確定通知書（様式第7号）により補助対象者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第13条 前条の規定による補助金の確定の通知を受けた補助対象者は、香美市福祉避難所指定促進等事業費補助金交付請求書（様式第8号）を市長に提出し、補助金の請求をするものとする。

(遵守事項)

第14条 補助対象者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 補助事業の実施に係る契約については、市が行う契約の手続の取扱いに準じて行うこと。
- (2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。
- (3) 補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿並びに当該収入及び支出についての証拠書類を補助事業の終了の翌年度から起算して5年間保管すること。
- (4) 補助事業により取得した財産は、善良な管理者の注意をもって適正に管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的な運用を図ること。
- (5) 補助事業により取得した財産については、減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に規定された耐用年数に相当する期間内において、市長の承認を得ずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄しないこと。
- (6) 前号の規定による市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合は、その収入の全部又は一部を市に納付させることがあること。
- (7) 補助事業の実施において物品等を調達する場合は、高知県が定める高知県グリーン購入基本方針（平成13年4月策定）に基づき環境物品等の調達に努めること。
- (8) 県税及び市税の滞納がないこと。

(補助金の返還等)

第15条 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した補助金があるときは、その取り消した金額の返還を命じることができる。

- (1) 虚偽の申請又は報告により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助事業の実施の方法が不適当と認められるとき。

(3) この告示に違反したとき。

(4) 補助対象者が、別表第2に規定する事項のいずれかに該当するとき。

(補則)

第16条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成29年6月9日から施行する。

(失効)

2 この告示は、令和7年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この告示に基づき交付された補助金については、第14条第3号から第6号まで及び第15条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

別表第1（第5条関係）

区分	補助対象経費	補助率	補助金の限度額
1	福祉避難所として機能するために必要な物資及び器材として、次に掲げるものの購入に要する消耗品費及び備品購入費 (1) 福祉避難所運営上必要となる次のもの ア 車いす イ 発電機 ウ 洋式ポータブルトイレ エ 情報関連機器 オ その他福祉用具機器 (2) 各個室に必要となる次のもの ア 折りたたみベッド イ 毛布 ウ パーティション エ 衛生用品 ※当該経費に対する補助は、1回限りとする。	10/10	一施設当たり 120万円
2	物資及び器材を保管する備蓄倉庫の整備に要する工事請負費及び備品購入費 ※当該経費に対する補助は、1回限りとする。	10/10	一施設当たり 60万円
3	(1) 地域住民や社会福祉施設等とで行う福祉避難所の運営訓練に要する経費（報償費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料並びに備品購入費）	10/10	一施設当たり 20万円
	(2) 運営訓練後に、必要性が認められた物資及び器材の購入に要する消耗品費（備蓄食糧品の費用を除く。）及び備品購入費	10/10	一施設当たり 60万円

注意事項

- 1 補助対象経費の(1)について、「福祉避難所指定促進等事業費補助金（平成24年度以降）」又は「高知県支え合いの地域づくり事業費補助金」により、福祉避難所の物資及び器材の購入、物資及び器材を保管する備蓄倉庫の購入設置又は運営訓練後、必要性が認められた物資及び器材の購入に関する補助を活用した施設は補助対象外とする。
- 2 通常要する維持管理費（通信料など）は、補助対象外とする。

別表第2（第15条関係）

- | |
|---|
| <p>(1) 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。</p> <p>(2) 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。</p> <p>(3) その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同様の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。</p> <p>(4) 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。</p> <p>(5) 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。</p> <p>(6) 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。</p> <p>(7) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。</p> <p>(8) 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。</p> <p>(9) その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。</p> <p>(10) その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。</p> |
|---|